

## 調剤行為マスター等の変更点（案）

### 1 調剤基本料

調剤基本料の注加算、後発医薬品調剤体制加算が細分化されたことにより、次のとおり変更します。

- (1) 「後発医薬品調剤体制加算」を「後発医薬品調剤体制加算 1」に継承し、名称を変更します。
- (2) 「後発医薬品調剤体制加算 2」コードを新設します。
- (3) 「後発医薬品調剤体制加算 3」コードを新設します。

### 2 調剤料

内服薬の調剤料及び湯薬調剤料が細分化され、また、一包化薬の調剤料が内服薬の調剤料の注加算となったため、次のとおり変更します。

- (1) 「内服薬調剤料 2 2 日分以上 3 0 日分以下の場合」コードを新設します。
- (2) 「内服薬調剤料 2 2 日分以上の場合」を「内服薬調剤料 3 1 日分以上の場合」に名称を変更します。
- (3) 「一包化加算」コードを新設します。
- (4) 「湯薬調剤料」を「湯薬調剤料 7 日分以下の場合」に継承し、名称を変更します。
- (5) 「湯薬調剤料 8 日分以上 2 8 日分以下の場合」コードを新設します。
- (6) 「湯薬調剤料 2 9 日分以上の場合」コードを新設します。
- (7) 「一包化薬調剤料」コードを廃止します。

### 3 薬剤服用歴管理指導料

薬剤服用歴管理指導料の注加算が追加されたことにより、「安全管理指導加算」コードを新設します。

### 4 在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅患者訪問薬剤管理指導料の項目見直しにより次のとおり変更します。

- (1) 「在宅患者訪問薬剤管理指導料（在宅患者）」を「在宅患者訪問薬剤管理指導料（同一建物住居者以外）」に名称変更します。
- (2) 「在宅患者訪問薬剤管理指導料（居住系施設入居者等）」を「在宅患者訪問薬剤管理指導料（同一建物住居者）」に名称変更します。

## 5 後期高齢者薬剤服用歴管理指導料

後期高齢者薬剤服用歴管理指導料の廃止に伴い、次のとおり変更します。

- (1) 「後期高齢者薬剤服用歴管理指導料（処方せんの受付1回につき）」コードを廃止します。
- (2) 前(1)により、当該指導料の注加算である「麻薬管理指導加算（後期高齢者薬剤服用歴管理指導料）」コードを廃止します。
- (3) 前(1)により、当該指導料の注加算である「重複投薬・相互作用防止加算（処方変更あり、後期高齢者薬剤服用歴）」コードを廃止します。
- (4) 前(1)により、当該指導料の注加算である「重複投薬・相互作用防止加算（処方変更なし、後期高齢者薬剤服用歴）」コードを廃止します。

## 6 後期高齢者終末期相談支援料

「後期高齢者終末期相談支援料」コードを廃止します。